

**オモ二主日
説教**

信仰の母から学び教えられたこと、 母の願い



裴 貞 愛 牧師（京都教会）

神様は天地を創造されました。男と女を造られ、家庭と父と母を与えてくださいました。今この地上に生きているのは、産んでくださった父母がいるからです。父と母、両親ともに健在でおられるのは幸いです。すでに召天されたとしても生前の教えが残っています。

私たちは5月第2主日を「母の主日」として守っています。母の主日を迎え、信仰の母から学び教えられた子ども、主の喜びとなるために日々涙ながら祈りをもって養育した子ども、このような子どもたちが神の国と義のために用いられる清く貴い器となることを切に願います。

信仰の母から学び教えられたことは、

1. 神を愛し畏れ敬い従いなさい（出20:6、申4:10、5:10）

幼かったときのことを思い出します。夕食を終えると毎晩母の司会で家庭礼拝がささげられました。お正月とチュソクの日には、朝の食事の準備が終わると朝食の前に、家族全員で家庭礼拝をささげました。いつも守り導いてくださった神様の恵みに感謝をささげ、御言葉は讃美歌の後ろにある十戒を交読しました。

今90歳の母は、歩くのも大変だと言いつつも、韓国で毎日の早天祈祷会に参加していると聞いています。母の健康が守られていることを主に感謝いたします。唯一の主なる神様は真実な方で、ご自分を愛し畏れ敬い、その戒めを守る者には、幾千代にも及ぶ慈しみを与えられます（出20:6）。だから神を愛し畏れ敬うことを学び、この地上で生きる限り、神を愛し畏れ敬いなさいと、教えてくださいました。それはいつも神の御前で生きなさいとのことでした。母の教えは聖書のことばを教えることだけでなく、実生活において模範を示してくださいました。見てわかるものの見学は理解しやすいものです。目を閉じて母を思い出すと、自分も知らないうちに涙が流れ出ます。それほど感動を与える母、母の一生は信仰者として主の弟子として、まことの信仰の模範を示されました。

2. 主の御心に適う主に喜ばれる者になりなさい（ローマ12:1）

高校生の時に聖霊に満たされ、「自分自身を主に献げます。主のために生きます。」と誓願を立てました。主の道に歩みたいと願い、決心して、ずっと祈り続けてきました。神学大学院に進み学びたい、それは神様をもっと知ることによって正しく仕えることができると思ったからです。生活に追われ状況が許されず、諦めざるを得ないその時に、主が神学の門を開いてくださると同時に、母を通して学費を送ってくださり、その道に

進むことができました。

その当時母からは、「あなたがあれほど願っていたのに、こんなに学費が遅れて申し訳ない。今からでもあなたの願い通りに一生懸命学んで進みなさい」と言われ、感動そのものでした。田舎に住み老齢の母にとっては、そのためにどれほど働き、節約して貯めたお金であったでしょう。

わたしが牧師になってから母は「神の御心に適う主に喜ばれる僕になりなさい」、女の僕であっても、「まさに主に喜ばれる、主の御心に適う僕となること」を切に願っていると言われました。祈りが命の綱だと思い、なにごとでもすべてを主に祈りなさい。なにかが起きたときに、人に話をすれば、そのときには慰めを受けるが、慰めはその一時だけで、後からは雑音が聞こえてくる。しかし主なる神様に祈れば、何をいくら話しても雑音はなく、主はすべてを聞いて導いてくださる。主が干渉してくださり、ときには懲らしめられても、感謝すべきことである。懲らしめられるときに悔い改めれば赦しを得るが、主の沈黙ほど耐え難いことはない。絶対に人を信じ頼ることなく、主なる神様だけを信じ頼り従うことで主に喜ばれるのだから、なにごとをも主に聞きなさい。

3. 仕える者になりなさい（マルコ10:35）

主イエス・キリストはわたしたちがまだ罪人であったときにわたしたちを救うために、また永遠の命を与えるために、そして仕えられるためではなく仕えるために、ご自分の命を献げられました。信仰者は仕えることが基本姿勢であるから、主なる神様に仕え、信徒に仕え、教会に仕え、母が生きてきたように絶対に謙遜な姿勢で、必ずそのように生きるならば間違いがないと母に言われました。母は、「一粒の麦が、地に落ちて死ぬことによって多くの実を結んだイエス様」に倣う者でした。イエス様のまことの弟子として生きてこられた母です。何か心配事があれば、また子どもたちに心配事があれば、いつも主の体なる教会に走って行き祈る母。犠牲をも厭わず主のため、教会のため、子どもたちのために仕え祈る母がいるゆえに、わたしがここにいます。祈る母は子どもたちを神の国の働き人として立てることができます。

神様の御心の成就のために死に至るまで従順でおられたイエス様。イエス様に倣う母、その母に倣う娘。娘も結婚して母となり、母親の生き方に倣って生きる。そして子どもたちに主を教え語り続ける。真実なる神を愛し畏れ敬い従うように、主の御心に適う主に喜ばれる者、そして仕える者となるように模範を示し教え続けています。

ルツ結婚相談所

在日韓国人・帰化人、結婚・再婚を望んでいる人へ
年齢 23歳～70歳まで、北海道から九州まで

親身になってご成婚までねばり強くお世話を
させていただきます。お気軽にお電話ください。

090-3429-9707 代表 崔貞淑

韓日対照讃頌歌販売



韓国の新讃頌歌版です。交読文も韓日対照で掲載されています。

●B6版変型・1483ページ

●価格：2,500円（消費税・送料込み）

※お求めは総会事務所へ

オモ二主日
特集

「母(芮戌冀)のこと」

金 必 順 牧師



祖母(魯毛達)の還暦祝いに集まった9人の父の姉妹兄弟全員とその家族



京都教会女伝道会のメンバーと。母は2列左から2人目

父(金相煥)が天に召されて43年、母が召されてからは3年足らずとなっている。父は糖尿病を患い、最期の3年間は目が見えなかった。そして亡くなる半年前からは、寝たきりで病院に入院していた。その病院には母がずっと付き添っていた。その頃母は私によく言っていた。お父さんは「悪かった、悪かった、ワシを許してくれ」と言っている。

父が母に「悪かった」と謝っているのは、教会に行く事を父はことあるごとに反対していたことを指す。

母が信仰に入ったのは、結婚してからである。父の母(魯毛達)の勧めに従ったのであった。祖母はすでに2代目のクリスチャンであったので、母をクリスチャンとして育てなければならぬと決心していたのであろう。その甲斐あって、母はとても熱心なクリスチャンとなった。後年、母は祖母のことをとても感謝し、こう言っていた。韓国伝統の儒教的なやり方では、姑は嫁に対して一々指図して厳しいのだが、祖母は母のすることをいつも支えてくれた。「やっぱり、クリスチャンは違う、ハイカラだった」と祖母を評価していた。

父も、幼い時から日曜学校に通っていた。しかしある日、教会の前を通りかかった時、中から牧師と長老が激しく喧嘩する声が聞こえた。クリスチャンというのは結局こういう事かと、教会に行くのをやめたのだと、父は私に教えてくれた。

父は、言葉数が多かった。母と祖母が日曜日にバスで50分もかかる京都教会に行っている間、私は近くの日本基督教団洛南教会に行き、帰ってきた後、家で父のお昼ご飯を用意した。昼ごはんが終わると父は私と弟を座らせて、必ず自分の苦勞話や教会に対する不満を口にした。まだ小学生、あるいは中学生だった私は、ただおとなしくすべてを聞くしかなかった。だが、今は思う。父は寂しかったのだと。

父の我慢も限界があり、爆発する時が年1回か2回ほどあった。そのうちの1回は、正月の正初査経会の頃である。とにかく祖母も母も真面目であったので、午前中の集会に行き、また夜も出かけて行くというのを、毎日繰り返していた。私は、父の我慢が限界に来るのが分かっていたので、いつ爆発するかと怖かった。が、母に「行かないで」と言うことはできなかった。言っても、聞いてくれる母ではなかった。そして、父の

我慢が爆発する。その時は、私は自分の部屋にいて、ただひたすら爆発が終わるのを待った。

そんな中、母も教会を休まざるを得ない時が一度あった。その日は復活祭。そして高2になったばかりの私が、洗礼を受ける日であった。その前日、父の爆発があり、母はこの日ばかりは教会を休まねばならないと決心して、私にそのことを伝えた。「今日は復活祭の礼拝で、お母さんは今まで一度も休んだことはない。だけど、今日は行けない。お母さんの分も礼拝して来るように。」

その日の礼拝、私は初めから終わりまで泣いていたように思う。そしてこの日から、私はそれまで通っていた日本の教会をやめて、韓国京都教会に出席し始めた。父が寂しがらうことを知りながら。

父は天に召される10日前に、病床で洗礼を受け(司式:楊炯春牧師)、私もその場に立ち合った。父を、神様は見放されなかった。父が神様にすがるしかない観念するまで、体がまったく動けなくなるまで、神様は父の信仰復活を待っていてくださったのだと、神様に感謝した。

父の死後、母は京都南部教会で長老に将立された(1980年)。実は、在日大韓基督教会は女性の牧師と長老の按手を認めていなかった。今では当然になっている女性按手は、自然にころがりこんだものではなかったのである。

その頃、総会の大会は年に一度開かれていた。1974～77年までは京都教会が会場で、2泊3日で行われた。大会の間中、母たち女性会は1階の台所で全国から集まる牧師や長老の朝昼晩の食事とおやつ準備をした。お昼ご飯が済んで後片付けが終わると、女性会(当時は女伝道会)のメンバーは全員がチマ・チョゴリに着替え、会議が行われている2階の礼拝堂に静かに上がって行った。そして、女性にも按手をしてほしいとの嘆願書を渡そうとするのだが、「ここはお前たちの来るところではない」と、牧師や長老の激しい言葉で追い出されたという。女性たちは台所に集まって肩を寄せ合って泣いた、と母は話していた。

もちろん、このようなデモンストレーションをしている時、母はまさか自分が長老に選ばれるだろうとは予想していなかった。とは言え、長老に将立されてからは、母は自分の持てる力をあらゆる面ですべて出し切った、と私は見る。全国女性会が設立した老人ホーム「セツトンの家」、京都南部教会の建築に、計算や出し惜しみはなかった。このような母の姿勢は、普段からの母の生き方なのであった。

戦時中は、一日300着以上の兵隊服を縫う労働奉仕。終戦前に9人兄弟の長男と結婚し、祖父と祖母、そして8人の兄弟姉妹との生活。さらに、京都に移ってからは、メッキ工場を営んでいた父を助けて10人以上の住み込みの若い職人の食事や世話。いつも母は力いっぱい自分が直面する問題に取り組んでいたのである。そのような精一杯の不断の態度は、長老になってからより一層発揮できていたと思う。

2018年7月、満95歳で母は天に召された。誰からも尊敬される完璧な人格ではなかったが、それでも神様の愛で母を大切にしてくださった京都南部教会の信徒の皆様、この紙面を借りて心からの感謝を申し上げたい。

総会、第2回常任委員会開催 ZOOMによるオンライン会議で審議

4月11日、主日の夕方に開催された第55回第2回目の常任委員会は、前回に続き、新型コロナ・ウイルス感染症の影響でZOOMを用いたオンライン会議での開催となった。

会議は主日の午後6時から開会され、24名の委員から21名、特別委員長2名が参加して趙永哲総会長の開会礼拝説教に続き、報告と討議事項が審議された。

重要な決定事項は以下の通りである。

- (1) 任委員会による決定事項の事後承認の件で、西部地方会から要請があった岡山教会の宗教法人規則変更承認の件を承認した。
- (2) 平和統一会議準備委員会から前回の常任委員会に上程された第9回「祖国の平和統一と宣教に関する基督者東京会議」を「韓/朝鮮半島の和解と平和を祈る韓国・朝鮮・日本キリスト者会議」に名称変更の件は、委員会が審議して同じ名称を再度上程したが、KCCJが宣教課題として祖国の平和統一のためにかかわってきたことを踏まえるために学習会などを行ってから次回の常任委員会に提案することにした。
- (3) 関東地方会から、川崎教会のKCCJ総会内建築募金の請願の件は、提出された参考資料に基づいて500万円を目安に、総会内教会に募金することを承認した。
- (4) 神学考試委員会から、第56回定期総会の標語制定の件は、標語の言葉の表現などもう一度委員会で研究し、総会任員会に提出することとした。
- (5) 神学考試委員会から提案された「牧師継続教育」制度に関する件は、様々な議論があり、総会神学校などと共に研究して次回の常任委員会に提出することとした。
- (6) 総会名義になっている関東地方会水戸教会の使用していない土地の中から、不動産業者からの、道路部分5坪の売却要請の件は、地方会と個教会と総幹事と連携して処分の手続きを行うこととした。
- (7) 各地方会定期総会に関して、今現在超法規的な措置が継続しているため、地方会規則の改正が必要である。しかし、現代的には規則改正手続きが難しいこともあるため、少なくとも規則改正の必要性を確認した上で、各地方の状況に合わせながら定期総会を開催することを確認した。
- (8) 次回の常任委員会は、2021年9月23日(木)東京教会で開催することとした。

リモート聖書セミナー開催 全国各地教会から約100名が参加

2021年2月23日(火)「新しい時代を拓く教会女性～コロナ禍での礼拝・伝道・交わり～」というテーマで第22回聖書セミナーをリモートで開催した。講師に高見澤栄子牧師を招き、参加者約100名、2時間半の学びの時間を全国各地・各教会で共有することができた。

コロナ禍にあって大きく様変わりした日常生活、また信仰生活の在り方等、悩み考える事が多い中で、色々な視点、捉え方が提示された。

参加者一人一人がこれからますます豊かに喜びと感謝に溢れる日々、また聖日を迎えることに自ら進んでいく事だろう。リモートに関して、多くの方々のご協力に心から感謝したい。

(教育局長 金錦順)

社会委員会

人権シンポジウム開催 入管法改悪についてZOOMで討論

在日大韓基督教会社会委員会、KCC、RAIK、西南KCC主催で、第18回KCCJ人権シンポジウムが4月18日(日)午後3時から午後5時まで「外国人・難民の排除へNO!」というテーマで開催された。コロナ禍のため一つに集まってシンポジウムを開催することができず、ZOOMを利用してオンラインでのシンポジウムとなったが、教団の牧師、信徒また他教団からの関係者を含め、約40人の参加があった。

今回のシンポジウムでは、コロナ時代ですます苦境に立たされる難民問題と入管法改悪に関する発表を佐藤信行氏から、入管法改悪の問題点についての講演を駒井知会弁護士から受けた。そして、当事者の証言を聞き、5グループに分かれて意見を聞きあう時間を持った。

初めて入管法改悪について聞いたという意見から、差別を受けてきた在日韓国人たちが前線に立ち、難民に対する差別に立ち向かわなければならない、という意見まで多様な感想が述べられ、これからの難民問題、入管法改悪問題に他教団、教派と協力しあい、対応していく決意をした。

短い時間ではあったけれども、そして、対面ではなく画像で進められたが、以前より一般信徒の参加が増えた事や活発な討論ができた事で、有意義なシンポジウムとなった。

(社会委員会 申容燮)



豊かな味、豊かな心。



妻家房

SAIKABO

代表取締役 吳永錫 (東京希望キリスト教会 長老)

四谷本店: 東京都新宿区四谷3-10-25 Tel. 03-3354-0100



「コロナ危機下の外国人と入管法改悪」

佐藤 信行 (『RAIK通信』編集長)

コロナ・パンデミック

2020年、新型コロナウイルス感染の世界的拡大は、これまで社会的に周縁化され、経済的にも医療アクセスにおいても脆弱な位置に置かれているマイノリティを直撃した。とくにアジア系移民は、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの標的とされている。日本では、経済悪化のなか、技能実習生(約41万人)など移住労働者は解雇や退職を迫られ、アルバイトでかろうじて学費と生活費を得ていた留学生(約35万人)は職を失い、しかも母国に帰ろうとも、出国できない……。また、劣悪な地位に置かれていた難民申請者(約1万人)や、超過滞在者(約8万人)はさらに窮地に追い込まれた。

このような悲鳴が、毎日のように各地の教会や市民団体、労働組合に届いている。パンデミック・大量失業・ヘイトクライム、それは欧米諸国だけではなく、日本社会にも現出している。

「彼女はアフリカの母国で迫害を受けて6年前に来日し、難民申請。ある日本人男性と出会い、子を授かる。ところが、その子の父親はすぐに行方不明。さらに出産直後、難民申請の結果が不認定となり、その日から仮放免となり、住民票もなくなった」(30代母と乳児)

彼女は昨年、私たちの「移民・難民緊急支援基金」で支援した1,645人の一人である。

いま国会で審議中の「出入国管理及び難民認定法」の改定案は、このような難民申請者を国外追放しようとする。

劣悪な日本の難民認定制度

日本の難民認定制度を諸外国と比較すると、その差は歴然とする。G7(主要先進国)各国の1年間の難民認定数と認定率は、ドイツ56,583人(23.0%)、アメリカ35,198人(35.4%)、フランス29,035人(19.2%)、カナダ16,875人(56.4%)、イギリス12,027人(32.5%)、イタリア6,488人(6.8%)となるが、日

G7各国の難民認定数:2018年

国名	難民認定／ 不許可決定数	難民認定者数 (認定率)	人口10万人 あたりの 難民認定数	補完的 保護者数
ドイツ	245,677 人	56,583 人(23.0%)	68 人	48,961 人
アメリカ	99,394 人	35,198 人(35.4%)	11 人	—
フランス	151,030 人	29,035 人(19.2%)	45 人	17,917 人
カナダ	29,909 人	16,875 人(56.4%)	46 人	—
イギリス	37,062 人	12,027 人(32.5%)	18 人	2,451 人
イタリア	95,202 人	6,488 人(6.8%)	11 人	24,172 人
日本	16,596 人	42 人(0.25%)	0.03 人	40 人

本の認定数はわずか42人、認定率0.25%である。

このような劣悪な日本の難民認定制度に対して、国際人権機関は繰り返し是正を日本政府に求めてきた。自由権規約委員会は2008年の総括所見で、「申請の数との関連で難民認定の割合が低いままであることに懸念を有する」とし、また人種差別撤廃委員会は2018年、「締約国の極めて低い難民認定率(11,000件の申請のうち19件)」に、懸念を表明した。

なぜ日本は、認定率1%以下という難民認定制度なのか。政府は、世界からの問いに答えようとはせず、今回、長期収容問題を解決するためという名目で、難民申請者と超過滞在者を容易に強制送還できる改定案を出してきた。しかし、難民申請者らの長期収容問題の根本は、認定率1%に満たない難民認定制度にある。

政府改定案の問題点

私また政府案は、在留資格を失った難民申請者や超過滞在者を、司法審査なしに、すべて無期限に、入管施設に収容する制度を維持している。この入管収容制度に対しては、国連人権理事会のもとに置かれた作業部会が昨年8月、自由権規約に違反する「恣意的な拘禁制度」として批判し、日本政府に是正を求めていた。それにもかかわらず、今回の政府案には是正措置が欠如している。

さらに政府案では、帰国すると迫害を受けることが明らかでない難民申請者や、すでに日本人と結婚して子どもが生まれ日本に生活基盤がある超過滞在者など、「帰国できない人びと」の現実を無視して、「送還拒否罪」を新設。また入管施設から仮放免された者の「監理措置」制度や、仮放免中の逃亡に対する「仮放免逃亡罪」を新設。そのうえ、難民申請中は強制送還できないため、3回目以降の難民申請を認めず、強制送還できるようにしている。

すなわち政府の改定案は、国際人権基準に基づく難民認定制度・入管収容制度への改善ではなく、「改悪」なのである。

3月31日、国連の特別報告者ら4人が、これらの新制度に疑義を呈し法案を再検討することを求める共同書簡を日本政府に送った。これは異例のことである。

市民社会と教会の取り組み

政府の改悪案に対して、日本弁護士連合会をはじめ各地の弁護士会が反対声明を出した。市民団体の呼びかけによる「入管法改悪反対」署名は、1カ月で95,000人以上の署名が集まり、またマイノリティ宣教センターが国内外の教会に呼びかけた教会共同声明は、すでに50以上の教派・教会関係団体から賛同が得られた。これらは4月22日、入管庁長官に提出する。

コロナ禍にあって窮地に追い込まれ、さらに改悪法によって人間としての自由と尊厳も奪われてしまう。このような社会が到来してしまうことに、私たちは座視してはいけな